

平成 2 5 年度における主な変更点

①基金化種目を 3 種目から 5 種目に拡大しました。

平成 2 3 年度に複数年度研究費の改革（基金化）を行った「基盤研究（C）」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（B）」に加え、平成 2 4 年度には新たに「基盤研究（B）」及び「若手研究（A）」の新規採択分について基金化を導入しました（研究費総額のうち 5 0 0 万円以下）。

「基金化」を導入することにより、複数年度にまたがる研究費の使用を可能とするなど、交付の財源や使用ルールを変更していますが、これまでの「科研費」の目的・性格を変えるものではなく、その公募内容（対象・応募総額・研究期間等）も変えるものではありません。

また、今回公募を行う研究種目については、次の表のとおり取り扱います。本文中では、科研費（補助金分）、科研費（基金分）、科研費（一部基金分）の取扱いをそれぞれ書き分けていますので、ご注意ください。

〔今回公募する研究種目一覧表【補助金分・基金分・一部基金分】〕

研究種目	科研費（補助金分）	科研費（基金分）	科研費（一部基金分）
特別推進研究	・全研究課題 （新規・継続）		
基盤研究（S・A）	・全研究課題 （新規・継続）		
基盤研究（B）	・ <u>23 年度以前</u> 採択 研究課題（継続）		・24 年度採択研究課題 （継続） ・ <u>今回公募分</u> （新規）
基盤研究（C）	・ <u>22 年度以前</u> 採択 研究課題（継続）	・ <u>23・24 年度</u> 採択研究 課題（継続） ・ <u>今回公募分</u> （新規）	
挑戦的萌芽研究	・ <u>22 年度以前</u> 採択 研究課題（継続）	・ <u>23・24 年度</u> 採択研究 課題（継続） ・ <u>今回公募分</u> （新規）	
若手研究（A）	・ <u>23 年度以前</u> 採択 研究課題（継続）		・24 年度採択研究課題 （継続） ・ <u>今回公募分</u> （新規）
若手研究（B）	・ <u>22 年度以前</u> 採択 研究課題（継続）	・ <u>23・24 年度</u> 採択研究 課題（継続） ・ <u>今回公募分</u> （新規）	

※予算の状況によっては、今後、措置する財源等、内容に変更があり得ます。

②「系・分野・分科・細目表」を改正しました。

「系・分野・分科・細目表」については、平成 1 5 年度以来の大幅な改正が行われました。

改正に当たっては、文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会において審議が行われ、決定されました。

(参考) 科学研究費助成事業－科研費－「系・分野・分科・細目表」の改正について
(平成24年3月23日 科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会 決定)
文部科学省ホームページ：
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1320054.htm
日本学術振興会ホームページ：
http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_120425_2/index.html

③新学術領域研究について改善を行いました。

これまで1件とされていた公募研究への応募・受給を2件（同一領域は不可）まで認めるように改めるとともに、「新規の研究領域」の応募時における公募研究の規模（件数・研究経費）に以下の基準を設定しました。

- ・採択目安件数10件または領域全体の研究経費の10%以上を最低基準とする
- ・上記基準にとどまらず、新学術領域研究の目的及び当該領域の特性を踏まえ、当該領域の研究の幅広い発展を目指す上で必要な件数及び必要な金額とするよう努めること

また、以下の重複応募を可能としました。

- ・新学術領域研究の計画研究代表者と基盤研究（S）の研究代表者
- ・新学術領域研究の計画研究代表者・公募研究代表者と特別推進研究の研究分担者

④若手研究（B）の審査希望分野として2つの細目を選定可能としました。

若手研究（B）に応募する際に、研究計画が新興・融合的で複数の分野での審査を希望する場合に、「系・分野・分科・細目表」から2つの細目を選定できるようにしました。

○「2つ」の細目を選定した研究計画の審査の概要(予定)

- ・「1つ」の細目を選定した研究計画と同様、2段階の審査を行います。
- ・第1段審査は、選定した2細目ごとに、「若手研究（B）」の審査を行う第1段審査委員が書面審査を行います。
- ・第2段審査は、第1段審査の審査結果に基づき、「1つ」の細目を選定した研究計画を審査する委員会とは別の委員会（新たに設ける「2つ」の細目を選定した研究計画のみを審査する4系（総合系、人文・社会系、理工系、生物系）ごとの委員会及び全体の調整を行う委員会）において、第1段審査委員とは異なる審査委員による合議審査を行います。

※審査の詳細については、10月上旬頃に公表される「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」を参照してください。